

第 17 号議案

ふじみ野市立文化施設条例の一部を改正する条例

ふじみ野市立文化施設条例（令和 2 年ふじみ野市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表を次のように改める。

名称	位置
東文化施設	ふじみ野市福岡一丁目 1 番 8 号
西文化施設	ふじみ野市大井中央二丁目 1 番 8 号

第 4 条第 1 項各号を次のように改める。

- (1) 東文化施設 毎月第 3 月曜日並びに 1 月 1 日から同月 4 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日までの日
- (2) 西文化施設 毎月第 2 月曜日並びに 1 月 1 日から同月 4 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日までの日

第 7 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、同条第 4 号中「前 3 号」を「前 2 号」に改め、同号を同条第 3 号とする。

第 10 条中「別表」を「別表第 1 及び別表第 2」に改める。

第 16 条を第 18 条とし、第 15 条の次に次の 2 条を加える。

（指定管理者による管理）

第 16 条 市長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 第 3 条各号に掲げる業務
- (2) 文化施設の維持管理に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前項の規定により、指定管理者に文化施設の管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第 4 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 6 条、第 7 条、第 9 条、第 12 条ただし書、第 13 条第 2 項及び第 15 条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第 4 条第 2 項、第 5 条第 2 項及び第 7 条第 4 号中「認める」とあるのは「認め、市長の承認を得た」と、第 10 条の見出し、第 11 条（見出しを含む。）、第 12 条（見出しを含む。）、別表第 1 及び別表第 2 中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第 10 条中「使用料」とあるのは「額の範囲において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めた利用料金（以下「利用料金」という。）」と、第 11 条中「市長は」とあるのは「指定管理者は」と読み替えるものとする。

3 第 1 項の規定により、指定管理者に文化施設の管理を行わせる場合において、前項の規定により読み替えて適用される第 10 条の規定により利用者が納付すべき利用料金は、指定管理者の収入とする。

（指定管理者が行う管理の基準）

第17条 指定管理者は、法令、条例、条例による規則その他市長が定めるところに従い、文化施設の管理を行わなければならない。

別表を削り、附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第10条関係）

1 東文化施設ホール等

施設名		時間		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
		円	円	円	円		
ホール	平日	9,000	13,600	17,600	36,100		
	日曜日、土曜日及び休日	12,000	17,600	22,800	47,100		
集会室		600	800	1,000	2,400		

2 東文化施設その他の施設

施設名	時間						
	午前9時から午前11時まで	午前11時から午後1時まで	午後1時30分から午後3時30分まで	午後3時30分から午後5時30分まで	午後6時から午後8時まで	午後8時から午後10時まで	
ミーティングルームA	250	250	250	250	250	250	
ミーティングルームB	250	250	250	250	250	250	
ミーティングルームC	250	250	250	250	250	250	
ダンススタジオ兼ミーティングルームD	300	300	300	300	300	300	
スタディルーム	250	250	250	250	250	250	
多目的ルームA	250	250	250	250	250	250	
多目的ルームB	250	250	250	250	250	250	
DIYルーム	400	400	400	400	400	400	
キッチンスタジオ	400	400	400	400	400	400	
音楽スタジオA	400	400	400	400	400	400	

音楽スタジオB	200	200	200	200	200	200
和室1	150	150	150	150	150	150
和室2	150	150	150	150	150	150
和室3	150	150	150	150	150	150

備考

- 1 「平日」とは月曜日から金曜日までの日のうち休日を除く日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。
- 2 障害者手帳の交付を受けている者及びその介助者（1人に限る。）又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体が利用する場合の使用料は、この表の金額に0.5を乗じて得た額とする。
- 3 ふじみ野市に住所を有し、通勤し、若しくは通学している者又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体以外のものが利用する場合の使用料は、この表の金額に2を乗じて得た額とする。
- 4 入場料（入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。以下同じ。）を徴収する場合の使用料は、次の各号に掲げる1人当たりの入場料の額に応じ、当該各号に定める率にこの表の金額を乗じて得た額とする。
 - (1) 3,000円を超え5,000円未満の場合 1.5
 - (2) 5,000円以上の場合 2.0
- 5 商業宣伝行為等専ら営利を主たる目的として利用する場合の使用料は、前項の入場料を徴収しない場合であっても、この表の金額に2.5を乗じて得た額とする。
- 6 ホールの利用者が利用に供する準備又は練習のためホールを利用する場合のホールの使用料は、この表の金額に0.5を乗じて得た額とする。
- 7 ホールの利用者が時間延長をした場合の1時間当たりのホールの使用料は、当該区分の使用料（当該区分の使用料に備考2から備考6までの規定の適用があるときは、その適用後の額）の1時間当たりの金額に1.3を乗じて得た額とする。ただし、当該延長は、1時間を限度とし、1時間未満は、これを1時間とする。
- 8 利用者が連続して複数の時間区分において施設を利用する場合は、各時間区分の間の時間も当該施設を利用することができるものとし、当該時間については、使用料を徴収しない。
- 9 やむを得ない理由によりあらかじめ許可された利用時間を超える場合の使用料（ホールを除く。）は、その超える時間1時間につき、当該1時間当たりの額とする。ただし、超過時間が1時間未満の端数は、これを1時

間とする。

10 使用料の合計額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。

別表第2（第10条関係）

1 西文化施設ホール等

施設名		時間	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
			円	円	円	円
ホール（ 全客席利 用）	平日		17,000	22,550	28,150	64,300
	日曜日、 土曜日及 び休日		21,250	28,150	35,150	80,300
ホール（ 1階客席 及び多目 的鑑賞室 のみの利 用）	平日		12,300	16,400	20,500	46,700
	日曜日、 土曜日及 び休日		15,350	20,500	25,600	58,350
小楽屋1			450	600	750	1,700
小楽屋2			450	600	750	1,700
中楽屋1			700	950	1,150	2,650
中楽屋2			700	950	1,150	2,650
大楽屋			1,050	1,400	1,750	3,950
ギャラリー			450	600	750	1,800

2 西文化施設その他の施設

施設名	時間	午前9時 から午前 11時まで	午前11 時から午 後1時まで	午後1時 30分 から午後3 時30分 まで	午後3時 30分 から午後5 時30分 まで	午後6時 から午後 8時まで	午後8時 から午後 10時まで
		円	円	円	円	円	円
ミーティングルーム		250	250	250	250	250	250
多目的ルームA		250	250	250	250	250	250
多目的ルームB		250	250	250	250	250	250
ダンススタジオ		400	400	400	400	400	400
音楽スタジオA		200	200	200	200	200	200

音楽スタジオB	300	300	300	300	300	300
D I Yルーム	400	400	400	400	400	400
キッチンスタジオ	400	400	400	400	400	400
和室1	150	150	150	150	150	150
和室2	150	150	150	150	150	150

備考

- 1 「平日」とは月曜日から金曜日までの日のうち休日を除く日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。
- 2 障害者手帳の交付を受けている者及びその介助者（1人に限る。）又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体が利用する場合の使用料は、この表の金額に0.5を乗じて得た額とする。
- 3 ふじみ野市に住所を有し、通勤し、若しくは通学している者又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体以外のものが利用する場合の使用料は、この表の金額に2を乗じて得た額とする。
- 4 入場料を徴収する場合の使用料は、次の各号に掲げる1人当たりの入場料の額に応じ、当該各号に定める率にこの表の金額を乗じて得た額とする。
 - (1) 3,000円を超え5,000円未満の場合 1.5
 - (2) 5,000円以上の場合 2.0
- 5 商業宣伝行為等専ら営利を主たる目的として利用する場合の使用料は、前項の入場料を徴収しない場合であっても、この表の金額に2.5を乗じて得た額とする。
- 6 ホールの利用者が利用に供する準備又は練習のためホールを利用する場合のホールの使用料は、この表の金額に0.5を乗じて得た額とする。
- 7 ホールの中楽屋1、中楽屋2及び大楽屋については、当該ホールでの利用がない場合に限り、会議室として利用できるものとし、その場合の使用料は、この表の金額に0.5を乗じて得た額とする。
- 8 1の表に掲げる施設の利用者が時間延長をした場合の1時間当たりの当該施設の使用料は、当該区分の使用料（当該区分の使用料に備考2から備考7までの規定の適用があるときは、その適用後の額）の1時間当たりの金額に1.3を乗じて得た額とする。ただし、当該延長は、1時間を限度とし、1時間未満は、これを1時間とする。
- 9 利用者が連続して複数の時間区分において施設を利用する場合は、各時間区分の間の時間も当該施設を利用することができるものとし、当該時間については、使用料を徴収しない。
- 10 やむを得ない理由によりあらかじめ許可された利用時間を超える場合

の使用料（１の表に掲げる施設を除く。）は、その超える時間１時間につき、当該１時間当たりの額とする。ただし、超過時間が１時間未満の端数は、これを１時間とする。

１ 使用料の合計額に１０円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、令和５年１０月１日から施行する。ただし、第１６条を第１８条とし、第１５条の次に２条を加える改正規定は、令和５年４月１日から施行する。

（準備行為）

２ 指定管理者による管理及び西文化施設の利用の許可に関し必要な手続きその他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

令和４年２月２１日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

ふじみ野市立文化施設として西文化施設を設置するため、ふじみ野市立文化施設条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定により、この案を提出するものである。